

新型コロナウイルス感染が懸念される状況における

災害ボランティアセンターの設置・運営等について

～全社協全国ボランティア・市民活動振興センターの考え方～

(2022 改定)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ボランティア・市民活動振興センター

《ポイント》

- 災害ボランティアセンターの設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら適切に運営するため、社会福祉協議会は、行政と協議し、発災前に必要事項について考え方を整理しておく。
- こうした考え方のもと、社会福祉協議会は行政とともに、発災時、災害ボランティアセンターの設置を迅速に判断し、運営する。
- 被災市区町村社会福祉協議会は、応援職員の派遣が必要な場合は、躊躇なく派遣要請を行う。
- 災害ボランティアの募集範囲、災害支援活動に専門性を持つ NPO 等の受け入れについては、新型コロナウイルスの感染状況、被災者のニーズや意向、国のワクチン・検査パッケージ制度¹の内容等を踏まえ、市区町村行政や都道府県行政と協議した上で、決定する。
- 災害ボランティアセンターの運営者は、市町村内で社会福祉協議会を中心に、地元の関係機関・団体などの協力により運営できるよう、災害発生前に調整する。
- 災害ボランティア活動を実施するに際しては、感染拡大防止策を徹底する。また、ICTを活用した事前登録などの工夫を図る。

¹飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度。(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf)

1 災害ボランティアセンター（災害 VC）設置・運営

【新型コロナウイルス下での災害 VC の設置・運営の判断】

- ボランティア活動は、本来、市民の自由な活動であり、自主的、自発的な活動である。このことは、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下においても、十分に尊重されなければならない。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響下において感染拡大を防止する観点から、都道府県の判断により緊急事態措置区域との往来自粛が要請されることもあり、災害 VC の設置・運営や活動に一定の制限がかけられることも十分想定される。
- 一定規模の災害が発生し、被災者への支援が必要な事態が生じた場合、社会福祉協議会は、被災者ニーズに基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の方針²を踏まえつつ、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、どのように災害 VC の設置・運営を行うか、発災前より行政と感染状況に応じたボランティアの募集範囲、人数、ワクチン・検査パッケージ制度の内容、災害 VC の運営方法や実施体制、必要に応じて検査キットの調達等について協議し、考え方を整理しておくことが必要と考える。
- そうした考え方のもと、社会福祉協議会は行政とともに災害 VC の設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら運営を適切に行うこととする。
- その際、災害発生時における最新の感染状況や医療提供体制の状況といった新型コロナウイルス感染情報の提供、感染が発生した場合の保健所、行政、医療関係機関の支援体制等との連携が重要となる。
- また、被災市区町村社会福祉協議会においては、必要に応じて、躊躇なく、都道府県・指定都市社会福祉協議会を通じ、応援職員の派遣要請を行う。

2 ボランティアの募集・受け入れの基本的考え方

- 大規模災害発生時、災害 VC は、被災地域内外から支援に訪れるボランティアを被災した人や地域につなぐことで被災した人の生活（回復）支援を行うものである。
- ボランティアの募集や受け入れの範囲については、これまでも、被災者のニーズや実際のボランティアの参加人数の動向等を踏まえ、その時の状況に応じて検討されてきた。今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえた活動に当たっては、これらに加えて
 - ①被災地域にウイルスを持ち込む恐れ

² 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和 3 年 9 月 28 日）及び「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和 3 年 11 月 19 日）等を参照

②被災地域からウイルスを持ち帰る恐れ

③被災者やボランティア同士の接触により感染を広める恐れ

などに配慮する必要がある。

- 災害ボランティアの募集範囲は、新型コロナウイルスの感染状況、被災者のニーズや意向等を踏まえ、市区町村行政や都道府県行政と協議した上で、決定する。
- 緊急事態措置区域等からの災害ボランティアの募集を除外したり、新型コロナウイルス感染状況を理由として、一律に市区町村域、都道府県域などに制限したりすることは適当ではない。
- ただし、被災規模や被災者ニーズ等を勘案し、新型コロナウイルスの感染状況の影響によらない事情がある場合は、ボランティアの募集範囲を行政と協議のうえで柔軟に定めることが可能である。
- 被災地以外の社会福祉協議会においては、被災地の支援を申し出たボランティアやNPO等に上記のワクチン・検査パッケージの適用等、ボランティアの受入れの考え方について情報発信し、理解を求める。
- 災害VCの運営者については、市町村内の社会福祉法人・福祉施設、NPO・ボランティア、学生、企業等地域の関係機関・団体などの協力により確保できるように、災害発生前に調整する。
- 支援に必要なスキルを有する応援者、災害支援活動に専門性を持つNPO等の支援が必要に応じて躊躇なく求められるよう、ワクチン・検査パッケージ制度の内容等を含め、行政と事前に協議しておくことが望ましい。
- 災害ボランティア活動を実施するに際しては、「新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点【第3版】」を参考にするなど、感染拡大防止策を徹底する。
- なお、災害ボランティアの募集にあたっては、健康管理の徹底、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、対人距離の確保等「活動にあたっての衛生配慮にかかわるガイドライン」を予め周知・徹底するとともに、当日不特定多数が災害VCに訪れ、感染拡大につながることはないように、ICT等を活用した事前登録などの工夫をすることが重要である。